

配偶者控除とふるさと納税に関するQ&A



1月から12月までの1年間のすべての所得をもとに税額が決定する所得税と町県民税（個人住民税）。例年、お問い合わせが多い配偶者控除とふるさと納税（寄附金控除）のワンストップ特例についてお答えします。

Q 配偶者にパート収入がある場合の配偶者控除はどうなりますか？

A パート収入は、通常、給与所得となります。パート年収から給与所得控除（パート収入が161万9千円未満の人は55万円）と基礎控除（48万円）などの所得控除を差し引いた残額に税金がかかります。



パート収入にかかる税金と配偶者（特別）控除の関係

【例】 夫に課税される所得があり、妻の収入がパート収入のみの場合

妻のパート年収	妻		夫	
	パート収入に		配偶者控除が	配偶者特別控除が
	所得税が	町県民（住民）税が		
93万円以下	かからない	かからない	受けられる (38万円控除)	受けられない
93万円超103万円以下		かからない		受けられない
103万円超150万円以下	かかる場合がある	かかる場合がある	受けられない	受けられる (38万円控除)
150万円超 201万6千円以下				受けられる (パート年収に応じて段階的に)
201万6千円超				受けられない

※ただし、夫の合計所得額が900万円（給与収入で1,095万円）を超えると、控除を受けられる金額が変わります。また、1,000万円（給与収入で1,195万円）を超えると控除は受けられません。

Q ふるさと納税のワンストップ特例について教えてください。

A ふるさと納税は、「納税」と名前がついていますが、実際には税ではなく都道府県や市区町村への寄附のことをいいます。生まれ育ったふるさとや自分の意志で応援したい自治体に寄附を行い、その寄附額から自己負担額2,000円を除いた全額（上限があります）が所得税と住民税（ワンストップ特例申請をした場合は住民税のみ）から控除される制度です。

ワンストップ特例制度とは、確定申告が不要な給与所得者などが対象で申告をしなくても控除が受けられる仕組みです。特例申請を行うと、所得税から控除される分も含めて住民税から控除されます。

ただし、寄附先が5自治体以内であること、確定申告（医療費控除、住宅ローン控除など）や住民税申告をしないことが条件となります。この条件から外れた場合は特例申請は無効となりますのでご注意ください。無効となった場合は、改めて寄附金控除も含めて確定申告などを行ってください。

寄附の目安が知りたい方は・・・



町ホームページ「町民税・県民税の税額試算・申告書作成コーナー」では、システムを使ってご自分の税額やふるさと納税の寄附金額の目安などを試算することができますので、ぜひご利用ください。



関税務課 ☎388-1112